

案の項目		見出し	意見原文	市の対応（※ページは案のページ）
項目	ページ			
帰宅困難者対策	震-337～	帰宅困難者対策の目的について	<p>帰宅困難者対策の根本は帰宅できない被災者を避難所等で手厚く対応することなのではないでしょうか。本計画ではそのように読み取れてしまいます。</p> <p>本来的には、次のようなことが重要だったのではないのでしょうか。</p> <p>✓駅周辺等で帰宅困難者が大量発生することによる混乱防止</p> <p>✓主要道路等に徒歩帰宅者があふれ、緊急車両の通行を妨げることを防ぐ</p> <p>また東京都区部では、環状7号線や環状8号線近辺に木造建物密集地域があり、消火活動の遅れにより大規模火災が発生することも想定されうるために、都心からの帰宅者が主要道路に溢れることでさらなる消火活動の遅延や、帰宅困難者が大規模火災等の二次災害に見舞われる可能性があることから、帰宅抑制が望ましいという考えになったと理解しています。</p> <p>これらを踏まえれば、優先すべき課題は、混乱防止と主要道路車道への徒歩帰宅者の流入阻止であり、適切な情報提供と帰宅ルート用の用意、一定の一時滞在施設の確保で対応するというのが本章で記載されるべきことではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、震-337の記載を修正します。修正については下線部を追記</p> <p>大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。<u>これらの人々が一斉に移動を始めた場合、救助・救出に向かう人や車両の交通の妨げとなることや、沿道火災や群衆雪崩、落下物等の二次災害に巻き込まれるおそれがあるため、事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要があります。併せて、公共交通機関利用者のための一時滞在施設の確保等の支援も必要となる。</u></p>
避難者対策	震-393	車中泊について	<p>震-393に車中泊に関する記載があります。方向性には概ね賛成ですが、理由の部分の説明が不十分で他責にしたい(都条例が禁止にしているからという理由にしている)感じにしか見えません。</p> <p>例えば、武蔵野市の避難所となる学校の校庭等で車中泊を希望する被災者が発生することが想定されますが、学校の校庭に多くの車中泊の車両が集まった場合に、緊急物資輸送車両や火災発生時の消防車両等の進入・転回を妨げる可能性が発生する可能性があると思います。したがって、一見すると駐車スペースや車中泊スペース等に適しているように見える校庭での車中泊は禁止する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>具体的な災害対策上の課題点による禁止理由を本計画では適切に示すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘の内容を含む、市の認識を震-393に追記します。修正については以下の内容を追記</p> <p>第3 避難所における車中泊者発生抑制に向けた方針</p> <p>○ 車中泊について、都の基本的考え方を踏まえつつ、避難所である学校の校庭については、受援物資の荷捌き場としての機能等を確保するため、原則、禁止とする。</p>